

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月30日（水）午後3時00分から午後3時43分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員（18人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	中野敏憲
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
職務代理者	11番	中村和人
	13番	杉本秀雄
	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
	16番	萩本厚生
職務代理者	17番	内田孝光
	18番	深田 智
	19番	寺田 浩

4. 欠席委員（0人）

5. 出席推進委員（11人）

釜賀義孝  
福島正一  
齊藤光幸  
中西千代志  
吉田寛実  
中西芳裕  
林田孝介  
山口辰也  
増田武夫  
田崎千明  
島田弘美

6. 議事日程

第1 議案第14号 農地法第3条（委員会）について

- 第2 議案第15号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第16号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第17号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 第5 議案第18号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第6 議案第19号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について

#### 7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
主幹兼係長	宮野 優
参事	橋本周斉
主事	桑野 直
主事	平川祥子
主事	北村有希

#### 8. 会議の概要

事務局長

それでは、定刻になりましたので、今月の総会を始めさせていただきます。改めまして、皆さん、こんにちは。

今日は、このアクリル板がある関係で、着座にて御説明致します。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、今回も前回同様、国・県が示した「新しい生活様式」を用いまして、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

御発言につきましては、会場内、あちら1か所に設けておりますスタンドマイクの場所にて発言をお願い致します。

総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただくこととなります。

以上、委員の皆様方には大変御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い致します。

それでは、ただ今から6月の総会を開会したいと思います。

本日は、農業委員さん全員出席ということですので、定足数に達しており、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願い致します。

議長

皆さん、こんにちは。昨日、今日と大変暑い日が続いております。十分熱中症には注意されまして、お仕事等に頑張ってくださいと思います。

先程、事務局長から説明がありましたとおり、新型コロナウイルス感染防止対策のため、私の挨拶は割愛させていただきます。

それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願

い申し上げます。

それでは、ただ今より、6月の農業委員会総会を始めます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

4番 萩本一浩委員、5番 平野英明委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしく申し上げます。

議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第14号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページから3ページのとおり付議致します。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が7件、贈与が1件、交換が2件ありました。地目は田、5万7,109平方メートル、畑、286平方メートル、計5万7,395平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

御審議方よろしく申し上げます。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

推進委員

郡築の釜賀です。1番について説明を致します。

譲渡人の〇〇さんは独り暮らしでありまして、現在、施設のほうに入っておられます。譲渡人の要望で、〇〇さんの方に申請地を譲り渡したいということがございます。地元委員として、何ら問題ございません。

議長

2番、3番、郡築、続けて申し上げます。

推進委員

郡築校区の福島です。今、会長さん、3番と言われましたが、4番まで九番町なので、4番まで行きます。

議長

4番、はい。

<p>推進委員</p>	<p>2番と3番は、譲受人、有限会社〇〇〇〇〇〇さんが、譲渡人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのこの農地を長年借地としていましたが、このたび売買の話がまとまり、譲受人が買い受けることになりました。何の問題もないものと思われま す。 それでは、4番に行きます。 〇〇〇〇さんの規模拡大のために、〇〇さんの土地を買いいたいということで、何の問題はないものと思います。審議のほど、よろしくお願 いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>5番、昭和、お願いします。</p>
<p>推進委員</p>	<p>昭和の齊藤です。5番から8番まで昭和の案件ですので、続けて御説明致し ます。よろしくお願 いします。いずれも26日に、松本委員と現地確認してまいりました。 まず、5番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子関係にあり、今回一括贈与となり ました。譲受人は、現在、野菜を中心に栽培を営まれており、何ら問題はないものと思 います。 続いて、6番について説明します。 〇〇さんは、現在、息子さんが、お一人で営農をされている状態です。そこで、隣 接する土地の所有者の〇〇さんに相談をされ、譲受人も規模拡大を考えられておられ ましたので、今回の成立となりました。何ら問題はないと思います。 続いて、7番、8番について説明します。 8番の農地の横に、現在、〇〇さんの農地があり、〇〇さんの農地の間に〇〇さん の農地があるという現況です。前から、いつか交換を、という話が進んでいたのです が、〇〇さんの父親名義のときに、ちょうど亡くなられて、そのままになっておられ ました。しかし、今回、〇〇さんの方から松本委員に改めて御相談があり、双方が合 意され、交換の運びとなりました。何ら問題はないと思います。御審議方よろしくお 願 いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>9番、千丁。</p>
<p>推進委員</p>	<p>千丁の増田です。9番について説明致します。 28日、深田委員と共に現地を確認してまいりました。申請地は、千丁町古閑出、 譲渡人は高齢で、また、病院行きも多くなり、譲受人への売買ということです。御審 議よろしくお願 いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>10番、鏡。</p>
<p>推進委員</p>	<p>鏡の島田です。</p>

27日に現地確認を致しまして、譲渡人の〇〇さんは、この農地の管理をしておられましたが、後継者もおられず、譲受人の〇〇〇さんの自宅の裏の農地でもあり、購入して規模拡大したいということでした。御審議よろしく申し上げます。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第15号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書4ページから5ページのとおり、付議致します。

今月の申請は3件で、その内容は議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、2番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されることから不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

5ページをお願いします。

最後に、3番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に今まで悪影響を及ぼしていないことなどから、全

ての案件が、許可は可能と判断しました。

それでは、御審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、代陽・太田郷。

1 0 番

太田郷の田口です。1 番について説明を致します。

2 7 日に、渡邊委員と現地を確認致しました。町内長から説明を受けまして、現在、ここは公民館用地として、公民館が建っておるわけでありまして、周りは全て宅地になっております。これまで、ずっと無断転用ということでありましたけれども、今度、建て替えるということで、それが分かりまして、申請になりました。地元委員としては何ら問題がないと考えております。皆様方の御審議をよろしくお願ひ致します。

議 長

2 番、金剛。

1 7 番

有村氏が欠席でございますので、金剛、内田が説明致します。

今回、住宅用地として相続して、新築を検討したところ、祖父の代からの無断転用が判明して、申請となったそうです。場所は、市立金剛小学校弥次分校より〇へ△△△メートル程行ったところにあり、集落の中にありますので、何ら問題はないと思います。御審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

3 番、千丁。

推進委員

千丁の増田です。3 番について説明致します。

2 8 日、先程同様、現地を確認致しました。申請地は、千丁町新牟田、現在、住宅建築に伴う接続道路の拡幅、とのこと。御審議よろしくお願ひ致します。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第16号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書6ページから10ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が17件、使用貸借権が2件、合計19件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に、農地転用許可の立地基準について、説明致します。

1番から、7ページ5番まで及び、7番から、8ページ12番まで、また、9ページ14番の案件は用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

7ページをお願いします。

次に、6番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

9ページをお願いします。

次に、13番及び16番、また、10ページ17番及び、18番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

9ページをお願いします。

最後に、15番及び、10ページ19番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されず。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が、許可は可能と判断致しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。





ます。したがって、何ら問題ないと思います。

次に、11番です。場所は豊原下町、第五中学校より〇に△△△メートル位な所にある農地で、現在、何も耕作されていませんでした。周りは個人住宅が建ち並び、今回、アパート住まいだった〇〇〇〇さんが、祖父である〇〇〇〇さんの所有する農地を借り受けて、個人住宅を建設されたいとの申請で、何ら問題ないと思われま

す。次に、12番です。場所は、本野町高田小学校の〇側の門より△△メートル程のところにある畑で、譲受人である〇〇〇〇〇〇〇〇さんが、5月7日付で農地転用許可済みの用地に隣接しているため、譲渡人である〇〇さんの申請地を買い受けて、宅地分譲を行われるとのことで、何ら問題ないと思われま

す。次に、13番ですが、場所は、本野町第五中学校の〇△△△メートル、高田水源地のすぐそばにある畑で、周りに個人住宅が何軒もあり、今回、菊陽で借家住まいされている譲受人の〇〇〇〇さんが、祖母である譲渡人の〇〇〇〇〇〇さん所有の申請地を譲り受けて、個人住宅を建築されたいとの申請で、隣接の農地に影響がないように、責任を持って対処されるそうなので、何ら問題ないと思われま

す。14番ですが、場所は、高下西町、夕葉橋から〇に△△△メートル程の所にあり、周りは個人住宅が建ち並び、農地は少し離れたところにある場所でした。今回、アパート住まいの譲受人、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが、譲渡人、〇〇〇〇さんの所有する申請地を買い受けて、個人住宅を建設される申請で、何ら問題ないと思われま

御審議方よろしく申し上げます。

議 長

15番、坂本。

推進委員

坂本担当の林田ですが、28日に、農業委員中村和人さんと坂本支所勤務の鬼塚浩治さん、中村雅俊さんと現地を確認しました。現地は更地で、背の低い草が茂っていました。農地法5条1項の許可を阻害する理由はない、と思慮致します。審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

16番、千丁。

推進委員

千丁の山口です。6月26日に、現地確認を行いました。〇〇さんが親の土地を借りて、個人住宅を建設したいとのことで、周りは住宅が建っており、何も問題はないと思われま

議 長

17番、鏡。

推進委員

鏡担当の田崎です。17番、18番について御説明申し上げます。

	<p>17番は、6月27日、現地確認に参りまして、鏡小学校から〇へ△△△メートルの鏡地区の住宅地の真ん中にあり、個人住宅を建設したいとのことでした。何ら問題はないと思われます。</p> <p>18番について御説明します。同じく27日に現地確認に参りまして、県道14号線沿いのスーパーストア向かいの医院の駐車場にしたいという要望でした。何ら問題はないかと思えます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	19番、鏡。
推進委員	鏡の島田です。27日に現地を確認しました。住所は、鏡町貝洲、加藤神社の〇側△△△メートルぐらいの場所で、住宅地の中の畑でありまして、譲受人の〇〇さんが借家で、子供も増えて手狭になり、〇〇さんの畑を購入して家を建てたいということでした。御審議よろしく申し上げます。
議 長	この案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	では、異議がなければ挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可致します。
	議案第17号、農地法第5条事業計画変更承認申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第17号、農地法第5条事業計画変更承認申請について、議案書11ページのとおり付議致します。</p> <p>今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。</p> <p>令和3年5月7日付で農地転用許可を受けた事業計画について、新たに隣接する土地を取得し、事業計画区域を拡張するために必要となる承認申請です。</p> <p>当初の転用目的は、宅地分譲地3区画として利用するものでしたが、許可後も、宅地分譲地4区画として利用する内容となっています。</p> <p>申請地は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判</p>



社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしくお願い致します。  
以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第19号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画を、議案書39ページから43ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、賃借権設定が10件で、面積は4万6,831平方メートルです。

これら、申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第19号の説明につきましては、以上です。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

本日、予定の議案は全て終了しました。

今月は、許可不要転用届並びに農地法第18条第6項の規定による通知、合意解約の通知がありましたので、報告します。

これをもちまして、6月の八代市農業委員会を閉会致します。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和3年6月30日

八代市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_

八代市農業委員会 委員 \_\_\_\_\_